# 企業育む環境対策

# 温暖化対策、日本企業はパリ協定にどう対応すべきか

## ~パリ協定後の企業の気候変動対策と情報開示~

2015年12月に開催された、国連気候変動枠組み条約締約国会議(СОР21)で採択されたパリ協定は、2016年11月 4日に発効する。米国や中国のほか、欧州連合やインドなども批准手続きを終えたことで、排出量割合や55カ国以 上の締結などの発効要件が満たされた。今後、日本企業はどのような対応が求められるのか、日本総合研究所理事 の足達英一郎氏に寄稿を頂いた。

2015年12月12日、第21回国連気 候変動枠組み条約締約国会議(COP21) は、途上国を含むすべての国が参加 する2020年以降の新たな温暖化対策 「パリ協定」を採択しました。その 後、予想以上に世界各国の批准手続き が順調に進み、2016年11月4日に発 効することになりました。

一方、日本国内では、とりわけ産 業界に「合意内容があくまで各国の自 主目標に過ぎず、目標が達成できない 場合にも罰則はないから、京都議定書 よりハードルは低い」、「2030年度に 2013年度比26.0%減の水準にするとい

う日本の提出した約束草案は、十分、 合理的なものである」、「各部門におけ るエネルギー起源二酸化炭素排出量の 2030年度の目安を見ると、産業部門は 13年度対比6%強の削減が求められる だけだ」との声も聞かれます。

### 排出上限への意識高まる

しかし、筆者は楽観論には懐疑的で す。一例を上げれば、京都議定書の目 標達成に大きく貢献した海外からの 排出クレジットの購入という策が、今 回、自由に使えるという保証はありま



足達 英一郎氏

せん。特に、企業活動がこれだけグ ローバル化してくると、国際的な出遅 れは、人々からのレピュテーション (名声や風評)、取引先との商取引、投 資家・金融機関からの資金調達といっ た側面で、ネガティブな影響を与えか ねないのが実情です。

国際エネルギー機関(IEA)では、気 温上昇を2度未満に抑制するには、温 室効果ガスの大気中濃度を450ppmに 抑える必要があるとの見解を示してい ます。英国の非政府組織などは、この 場合のCO2換算累積量は約3,000Gt-CO2で、2015年までに既に2,002Gt-CO2が排出されたと分析していま す。つまり、気温上昇を2度に抑える ためには、残り998Gt-CO2しか排出 できないというわけです。これが「炭 素予算(Carbon Budget) | と呼ばれる 排出上限であり、「時代は炭素制約経 済に突入した」といわれる所以となっ ています。今回のパリ合意が、大きな

#### 新たに合意されたパリ協定の特徴

#### 2度未満

・パリ協定全体の目的として、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較し て2度未満に抑えることが揚げられたこと。そして、特に気候変動に脆 弱な国々への配慮から、1.5度以内に抑えることの必要性にも言及され たこと。

#### 長期目標

・そのための長期目標として、今世紀後半に、世界全体の温室効果ガス排 出量を、生態系が吸収できる範囲に収めるという目標が揚げられたこと。 これは人間活動による温室効果ガスの排出量を実質的にはゼロにしてい く目標。

### 5年ごとの見直し

・各国は、既に国連に提出している2025年/2030年に向けての排出量削 減目標を含め、2020年以降、5年ごとに目標を見直し・提出していくこ とになったこと。次のタイミングは、2020年で(最初の案を9~12カ月 前への提出が必要)、その際には、2025年目標を揚げている国は2030年 を提出し、2030年目標を持っている国は、再度目標を検討する機会が 設けられたこと。

#### より高い目標の設定

・ 5年ごとの目標の提出の際には、原則として、各国は、それまでの目標 よりも高い目標を揚げること。

転換点といわれるのは、途上国を含め て「温室効果ガスをもうこの量しか排 出できない」という意識が議論の前面 に出てきたからです。

### ビジネス構造転換の発想も

パリ協定と前後して、日本企業で も「新車CO2排出量を2050年まで に2010年対比90%削減。ライフサイ クルСО2はゼロ、工場СО2排出も 2050年にはゼロ」とする自動車メー カーや「自社の事業活動および製品ラ イフサイクルを通じて、2050年には 環境負荷をゼロにする」と宣言する電 機メーカーが現れてきました。まだ先 進的な一部の企業に限られてはいま

すが、時代は「低炭素を目指す」から 「脱炭素を目指す」へと変貌を遂げつ つあります。

企業の情報開示も、自社が生じさせ ている環境負荷を的確に把握して報告 するとともに、将来的にそれが事業を 遂行する際のリスクとなる側面がない かを分析して、必要な言及を行うとい う姿勢が求められるでしょう。一例を 上げるなら、ある航空会社の決算短信 には「2020年に向けて導入が決定さ れている国際的な温室効果ガスに関わ る排出権取引スキーム、世界共通の環 境税等の新たな規制が導入された際に は、事業活動が制限され、または多額 の追加的費用を負担しなければならな い可能性があります」との文言が掲載 されています。

もちろん、開示すべき事項は、そ うしたビジネスへの逆風に留まりませ ん。経済活動の炭素制約が強まるな か、自社の製品・サービスが、気候変 動問題の解決に貢献できる側面を持っ ているのなら、その価値創出のスト リーを説得力を持って語ることも、重 要な情報開示になります。各社が横並 びで合格点をクリアできることのみを目 指すという時代は幕を閉じました。いか に気候変動に加担せずビジネスを成長さ せるのか、あるいは気候変動の軽減を糧 にビジネスを成長させるのか、そして従 来ビジネスがこのことと矛盾するのなら どう構造転換を図るのか。マーケットは そのことに注目しています。

### 環境報告書に見る企業の温暖化対策 電機・自動車などメーカーが主導

企業が温暖化対策で具体的にどのようなことを行い、 また計画しているのか。それを知る手掛かりのひとつに 環境報告書がある。環境報告書には、事業者が自らの事 業活動によって生じる環境負荷や、環境に対する考え 方、取り組みなどが記されている。

日本企業がいつから「環境報告書」としてまとめてい たのか諸説あるが、日本経済団体連合会は、1991年4 月に企業の環境行動指針である「経団連地球環境憲章」を 制定した。その後、世界の企業の環境活動に大きな影響 を与えたブラジル・リオサミットの前年になる。また、 トヨタ自動車や日本石油(現・JX日鉱日石エネルギー)な どは1990年から環境報告を実施していた。日本はやは りメーカーである電機、電力、自動車などが先行し、そ の後、建設や化学、小売業などに広がっていった。

#### 対策の具体例紹介

2004年には、環境報告書の普及促進、信頼性向上の ための制度的枠組みを整備し、環境報告書を社会全体と して積極的に活用していくために「環境配慮促進法」 が制定された。また、優れた環境報告書等や環境活動レ ポートを表彰することで、事業者などの環境コミュニ ケーションへの取り組みを促進することなどを目的に 「環境コミュニケーション大賞」も制定され、2015年 度で19回を迎えている。

経済産業省が設けた「環境報告書プラザ」(https:// www.ecosearch.jp/ja/)では、800社以上の企業などが発 行した環境報告書・CSR報告書を6,100冊以上収録し

ている。2016年9月30日現在で、2016年度発行の環 境報告書・CSR報告書は合計で372社が掲載されてい る。また同サイトでは、各報告書の中から温室効果ガス の排出データを抽出し、業種別、企業別に検索すること も可能。

環境報告書の体裁や記載事項では、これでなければな らないというものはない。各事業者が力点を入れる活 動が紹介されており、その時点での企業の姿が現れる。 「キリングループの環境報告書2016」を見ると、再生 可能エネルギーの取り組みとして、ビール工場の排水バ イオガスの利用を紹介。キリンビバレッジが2014年に 湘南工場で嫌気処理設備を導入し、回収したバイオマス をボイラで活用を開始した事例などが紹介されている。

また、日本製紙グループのCSR報告書2015では、 気候変動問題への取り組みとして、3つの取り組みを実 施。「バイオマスボイラの導入に代表される燃料転換」「製 造・物流行程の省エネルギーの推進」「自社林の適切な管 理によるСО2吸収・固定」の3つを柱としている。バイオ マス固形燃料に関しては、比較的低温で木質バイオマスを

炭化するトレファ ンクション技術を 用いて熱量を大幅 に残したまま、石 炭と同等の破砕性 を持つ新規バイオ マス固形燃料を紹 介している。

